

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
平成24年6月26日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第4項第4号の規定に基づき、平成24年6月11日付け鎌まち第162号をもって諮問のありました事案につきましては、諮問の内容を適当なものと認め、ここに答申いたします。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運用が図られるよう、また、その個人情報の性質に鑑み、個人の権利利益を侵害することのないよう実施機関において十分な配慮を願います。

なお、事案の性質上、条例第8条第6項の規定による本人への通知は、省略することができるものと思料します。

鎌倉市個人情報保護条例第8条第4項第4号の規定に基づく諮問事項

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	収集する個人情報	収集する理由	収集先
25	まちづくり政策課	まちづくり支援事務	不動産の所有者及び権利者	不動産登記法第119条第1項の規定に基づき、法務局に申請の上、交付を受けた不動産登記簿の個人情報 ・氏名 ・住所 ・財産(地番、地積、権利)	まちづくり条例第44条第2項の規定に基づき、まちづくり市民団体が自主まちづくり計画、地区計画、建築協定等(以下「地区まちづくりルール」という。)を策定するにあたり必要となる地権者への意向調査や情報提供の活動を支援するため、地区まちづくりルールの策定を予定している地区について、交付を受けた不動産登記簿から取得した地権者の個人情報(氏名、住所、財産(地番、地積、権利))を基に地権者リストを作成し、当該まちづくり市民団体に提供するため。	横浜地方法務局